

轄を妨ぐる事なきものとす。

一九四六年一月十九日東京に於て発す

連合国最高司令官陸軍元帥 ダグラス・マックアーサー

極東国際軍事裁判所条例

一 裁判所の構成

第一条 裁判所の設置 極東に於ける重大戦争犯罪人の公正且つ迅速なる審問及び処罰のため茲に極東国際軍事裁判所を設置す、裁判所の堂設地は東京とす

第二条 裁判官 裁判所は降伏文書の連署国が提出したる人名中より、連合国最高司令官が任命したる六名以上十一名以内の裁判官を以て之を構成す

第三条 上級職員及び書記課

(イ) 裁判長 連合国最高司令官は裁判官中の一名を裁判長に任命す

(ロ) 書記課

(ハ) 裁判所書記課は連合国最高司令官の任命に係る書記長一名の外必要員数の副書記長、書記、通事並に其の他の人員を以て構成す

(ニ) 書記長は書記課の事務を編成し之を指揮す

(三) 書記は裁判所に宛てられた一切の文書類を受理し、裁判所の記録を保持し、裁判所及び其の裁判官に対し必要なる書

記事務を提供し、且つ裁判所が指示するその他の職務を遂行す

第四条 定足数及び投票

(イ) 定足数 全裁判官過半数の出席を以て定足数の成立要件とす

(ロ) 投票 有罪無罪の決定及び刑の量定を含む当裁判所の一切の決定並に判決は出席せる裁判官の投票の過半数により之を為すものとす、賛否同数なる場合は裁判長の投票を以て之を決す

二 管轄及び一般規定

第五条 人並に犯罪に関する管轄

本裁判所は個人又は団体員として平和に対する罪又は平和に対する罪を含む犯罪に付き訴追せられたる極東戦争犯罪人を審問及び処罰する権限を有す。左に掲ぐる一又は数個の行為は個人責任ある犯罪とし本裁判所の管轄に属す

(イ) 平和に対する罪 即ち宣言の侵略戦争或は国際法、条約、協定又は保障に違反する戦争の計画、準備、開始又は遂行或は上記諸行為の何れかを達成するための共同計画又は陰謀への参加

(ロ) 通例の戦争犯罪 即ち戦争法規又は戦争慣例の違反

(ハ) 人道に対する罪 即ち戦前又は戦時中民衆に対し為されたる殺戮、殲滅、奴隸的虐使、追放その他の非人道的行為

或は犯行地の国内法違反たると否とを問わず本裁判所の管轄に属する罪の遂行として又は之に関連して為されたる政治

的又は人種的理由に基く迫害、上記の罪の何れかを犯さんとする共同計画又は陰謀の立案又は実行に参加せる指導者、

組織者、煽動者及び共犯者はかかる計画の遂行に参加せる者の為したる一切の行為に付其の責に任ずるものとす

以上の条約が効力を生じた
 上は、この国間の条約又は協
 定を、これを希望するを日本
 へ通告され、条約又は協約
 するなどの必要を修正を受
 け、又は復活される。又、統
 治の日の後、箇月、引き続
 け、日本国に、この通告され
 されたものとなる。又、
 いては、条約又は協約の實
 施、通告国が責任をもち、地城
 は、除外の適用を終止する
 月後まで行われるものとす

元年九月一日に開始された戦
 又は今後締結するすべての
 又はこれに関連して行つ他
 日本国は、また、従前の国際
 するものにわたる取極を

日の九月一日に開始された戦
 又は今後締結するすべての
 又はこれに関連して行つ他
 日本国は、また、従前の国際
 するものにわたる取極を

元年九月一日に開始された戦
 又は今後締結するすべての
 又はこれに関連して行つ他
 日本国は、また、従前の国際
 するものにわたる取極を

日本国は、公海における漁業の規制又は制限並びに漁業の保存及び發展を規定する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国とすべやかに交渉を開始するものとする。

日本国は、**戦時国際軍事裁判所**に非びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を要請し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、或刑し、及び仮出獄せざる権限は、各事件について刑を課した又は以上の政府の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。戦時国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。

(a) 日本国は、各連合国と、貿易、海運その他の通商の關係を安定した目的、友好的な基礎の上におくために、条約又は協定を締結するための交渉をすみやかに開始する用意があることを宣言する。

(b) 該各連合国は、協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生の後四年間、各連合国並びにその国民、產品及び船舶に次の待遇を与へる。

(i) 貨物の輸出入に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国待遇
(ii) 海運、航海及び輸入貨物に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びその利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課及び徴収、股割を受けること、契約の締結及び履行、財産権（有体財産及び無体財産に関するもの）、日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

国の通商条約に通常規定されている例外に基くもの、その当分の対外的財政状態若しくは国際収支を保護する必要に基くもの（海運及び航海に関するものを除く）又は重大な安全上の利益を維持するに必要と基くものよ、事態に相応しており、且つ、

第三三章

(a) 日本国は、国際民間航空運送に関する二国間又は多数国間の協定を締結するため、一又は二以上の連合国の要請があつたときはすみやかに、当該連合国と交渉を開始するものとする。

(b) 一又は二以上の前記の協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生の時から四年間、この効力発生の日にいづれかの連合国が行使しているところよりも不利でない航空交通の権利及び特權に関する待遇を当該連合国に与え、且つ、航空運送の運賃及び利益に関する完全な機会均等を与えるものとする。

(c) 日本国は、國際民間航空規約第九十三条に從つて同規約の當事國となるまで、航空機の國際航空に適用すべきこの規約の規定を実施し、且つ、同規約の条項に從つて同規約の附屬として採択された標準、方式及び手続を実施するものとする。

第五章 請求権及び財産

第一四章

(a) 日本は、戦争中に生じた損害及び苦痛に対して、他國に賠償を支拂うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な經濟を維持すべきものとすれば、日本國の資源は、日本國がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される。

1 日本國は、現在の領域が日本國軍隊によつて占領され、且つ、日本國によつて損害を与えられた連合國が希望するとき

日本國は、在韓に於て、
日本國は、連合國は、連合國
を、除き、連合國は、連合國
日本國及びその國民が、
日本國の他の諸國並に、
請求權を放棄する。

ら除算し、また、日本国において翻訳権を取得するため
の著作物が日本語に翻訳されるべき期間からは、本條用
期間を追加して除算しなければならない。

日本駐米捕虜であつた間に不当な苦難を被つた連合國軍隊の
第一六六卷
成員に償いをする願望の表現として、日本國は、戰爭中中立で
た國にある又は連合國のいづれかと戰爭していた國にある日
國及びその國民の資産又は、日本國が選択するときは、これら
資産と等価のものを赤十字國際委員會に引き渡すものとし、同
委員會は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を
同委員會が衡平であると決定する基礎において、捕虜であつた
及びその家族のために、適當な國內機關に対して分配しなけれ
ならない。この条約の第十四条(a)(2)(ii)から(v)までに掲げる
類の資産は、条約の最初の効力發生の時に日本國に居住しない
本の自然人の資産とともに、引渡しから除外する。またこの条
引渡規定は、日本國の金融機關が現に所有する一万九千七百七
株の國際決済銀行の株式には適用がないものと了解する。

第一七卷

(a) いづれかの連合國の要請があつたときは、日本國政府は、
該連合國の國民の所有權に關係のある事件に関する日本國の
獲審檢所の決定又は命令を國際法に従ひ再審査して修正し、
行われた決定及び発せられた命令を含めて、これらの事
の記録を構成するすべての文書の写を提供しなければならぬ
この再審査又は修正の結果返還すべきことが明らかになつ

(b) 日本国は、日本国の戦前の対外債務に関する責任と日本国

(a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためになされた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力が生ずる前に日本国領域におけるいすれかの連合国の軍隊又は当分の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。

(b) 前記の放棄には、千九百三十九年九月一日からこの条約の効力発生までの間に日本国の船舶に關していすれかの連合国がなした行動から生じた請求権並びに連合国の手中にある日本人及び被抑留者に關して生じた請求権及び債権が含まれる。し、千九百四十五年九月二日以後いすれかの連合国が制定し、法律で特に認められた日本人の請求権を含まない。

(c) 相互放棄を条件として、日本国政府は、また、政府間の請求権及び戦争中に受けた滅失又は損害に關する請求権を含むトツ及びドイツ国民に対するすべての請求権（債権を含む）を、

[illegible]

〔通及処罰の禁止〕

第十五条

1 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされることはない。何人も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科せられない。犯罪が行われた後により軽い刑罰を科する規定が法律に設けられる場合には、罪を犯した者は、その利益を受ける。

2 この条のいかなる規定も、国際社会の認める法の一般原則により実行の時に犯罪とされていた作為又は不作為を理由として裁判しかつ処罰することを妨げるものではない。

一 本条の趣旨

本条は、世界人権宣言―一条2項を受けて、刑事事件について通及の処罰の禁止について規定したものである。これは、近代刑事法の大原則である罪刑法定主義の一つの柱である。

1項は、右の原則を示したものである。2項は、「国際社会の認める法の一般原則により実行の時に犯罪とされていた作為又は不作為」は、明確な規定がなくとも裁判し、かつ処罰しうることを定めたもので、1項の例外規定である。本項は、第二次大戦後に、「戦争犯罪」を

裁いたニュールンベルグ裁判や、東京裁判に対する法的根拠がないとの批判に対して答えたものといわれている。

二 審議経過

1 人権委員会において審議された問題

本条は、人権委員会の原案が採択されたものであるが、その審議のなかで、つぎの諸点が問題となった。

1項中に「国際法」とあるのは、何人もその行為が、自国の法律によって合法的であることを主張して処罰をまぬかれることのないよう保証することを意図したものであるとされた。

さらに、この語があることによって、国際機関によりなされるかもしれない恣意的行為から個人が保護されるという完全保障にもなるとの意見が表明された。

1項第三文については、刑罰は行為の時に施行されている法律に基づくものでなければならぬとしている第二文の前提を否定するものであるとの意見が述べられた。また、第三文が意図している目的は賞賛すべきではあるが、規約にこのような条項を設けることは、罪を犯した者が実行後になされる法改正による利益を受けることを要求する権利にあたえることとなるので適切ではないとの意見も表明された。さらに、法改正による利益を罪を犯した者に享受させるか否かは、締約国政府当局の完全な自由裁量による

べきであるとの主張もなされた。

このような見解に対しては、近代刑法は、実行のうちにその罪についての刑罰が軽くなった場合に、その利益を罪を犯した者が受けることを許容する傾向にある。より軽い刑罰を定めた法律は、当該犯罪に対する社会の態度の具体的な表現であることがよくあるものであるとの意見が表明された。

2項については、不必要であるとの主張がなされた。その理由はつぎのようなものである。

本項が第二次大戦後の戦争犯罪に関する裁判に適用された原則を確認するものであるというのであれば、かえって、戦犯裁判の判決の効力に疑問をひきおこすという反対の効果をもたらすかもしれない。また、将来において戦犯容疑者が、その行為を犯罪とみなす明白な原則は、国際法にも関連国内法にも存在しないと主張することができないよう保証することを意図するといえるのであれば、1項にある「国際法」という言葉にふくまれている表現のたんなるくりかえしにすぎない。なぜなら、「国際法」の言葉は、2項にある「国際社会の認める法の一般原則」という意味をふくんでいるからである。

こうした意見に対しては、2項の例外規定は、過去の戦争犯罪には適用されないし、また、1項の「国際法」の語では

処罰される」と修正するものである。

ウクライナの修正案は、1項第三文の「より軽い刑罰を科する規定」の前に、「罰すべき犯罪行為の範囲を変動する法令又は」と加入するものである。

日本の修正案は、1項第一文の「実行の時に犯罪を構成しなかった」のつぎに「判決宣告の時にはや犯罪を構成しない」を加入するというものであった。

(二) 審議の状況

多くの代表は、本条は罪刑法定主義の原則を表明したものであるとして原案に賛成したが、国際刑法がいまだ発展段階にあると考える数カ国の代表は、「国際法によって」という文言がふくまれていることにより締約国になりにくい国があるのではないかと意見を述べた。

アルゼンチンは、その修正案の説明としてつぎのように述べた。こんにち、国際公法の一部門としての国際刑法はいまだ存在せず、ニュールンベルグ国際裁判によって国際法上認められた国際法上の諸原則は、国連の国際法委員会によって集成はされたが、その後国連総会はこの諸原則を認可していない。国際法上違法行為を犯した者は、国際法によって処罰されるのではなく、国内法によって刑罰を課せられるのである。このような理由により「国際法」 international law という用語は妥当でなく、より融通性のある「適用されるべき法」 applicable law

の用語が適切であると主張した。

また、2項に関しては、「国際社会の認める法の一般原則」という用語はあいまいかつ不正確であるばかりでなく、これらの「原則」はこんにちまで厳格に定義されたことはない。刑法の規定は、まず犯罪を定義し、そのつぎに刑罰を規定するべきであり、いかなる裁判においても不明確な一般原則の適用によって個人を有罪とすることは許されず、2項の削除を提案した。

アルゼンチンの修正案を、ポルトガルが支持したほか、アフガニスタンは、1項の修正案のみを支持した。

アルゼンチンの意見に対し、何人かの代表は、人権規約案は、たんなる法律的文書ではなく、自由および基本的人権の宣言でなければならないと主張し、さらに、2項を保持することは、ニュールンベルグ裁判や東京裁判の合法性に対する疑義を一掃するであろうとのべた。とくにポーランドは、アルゼンチンの前述のような立場を強く攻撃し、ニュールンベルグ国際裁判は一九四五年八月のロンドン協定により設立され、ニュールンベルグ裁判規程によって認められた国際法上の主義および裁判の判決は、全会一致で採択された国連総会決議（五一）によって確認され、また、ニュールンベルグ裁判の起訴事由の一つであった集団殺害罪については、総会は一九四八年「集団殺害罪

の防止及び処罰に関する条約」（ジュネサイド条約）を採用したと主張した。

また、インドは、アルゼンチン修正案中の「適用されるべき法」という文言は濫用を招く危険があるとして反対した。ニュゴスラビアは、2項に関しては、その目的は、人道および平和に対する犯罪に法的制裁を加えるための第一歩であるから、本項は存置されるべきであるとのべ、ポーランド、フィリピン、ソ連がこれを支持した。

イタリアは、アルゼンチン案を支持し、「国際法により犯罪を……」と規定するのみで、このような罪を犯した個人を処罰すべき機関についてなら規定を設けていないことは、国内法廷をして、いわゆる「国際刑法」なるものを適用させることとなり不都合であると主張した。

1項については、以上のほかにつぎのような意見が表明された。

(1) この規定は、もし法律が同一犯罪に対して、より軽い刑罰を課するよう改正された場合には、すでに刑に服している犯罪者は、刑を軽減してもらい権利がある」と解釈できる。さらに、減刑は自動的におこなわれるのではなく、また、自動的におこなわれてはならないのであり、裁判官が各事件の利益を考慮して決定すべきである。

(2) 1項第三文の原則の運用は、刑の宣告がなされた時にきざられるべきでは

不十分であるとの意見が表明された。

2 第三委員会における審議

(一) 各国の修正案

前述のような人権委員会の論議を反映してか、総会第三委員会においては、アルゼンチン、イギリス、ノルウェー、フィリピン、ウクライナ、日本より、それぞれ修正案が提出された。

アルゼンチンの修正案は、1項第一文中の「国内法又は国際法により」とあるのを、「適用されるべき法により」 using the applicable law とあらため、2項を削除するというものである。

イギリスの修正案は、1項第三文をつぎのようにあらためるものである。

「判決宣告の時に施行されている法律の定める最高刑が、実行の時に施行されていた法律の定める刑より軽い時は、罪を犯した者はその利益を受ける」

のちにいたって、イギリスは修正案を つぎのように改訂した。

「判決宣告の時に施行されている法律の方が、実行の時に施行されている法律より、罪を犯した者にとって有利な場合には、罪を犯した者はその利益を受ける」

ノルウェーの修正案は、1項第三文を削除するというものである。

フィリピンの修正案は、1項第一文中の「有罪とされる」を「裁判され、又は

なく、刑の宣告がなされたか否かにかかわらずなく、すべての犯罪者に対してより軽い刑法規定が適及的に適用されるべきである。

(3) 被告人に対して最大限の保護を保障するためには、1項の範囲を拡大する必要がある。さらに、個人は犯行がおこなわれた当初犯罪として罰せられない作爲または不作為について、刑法上の責任を問われることのないよう保護され、また、そのような作爲、不作為を理由として裁判がおこなわれないよう保護されるべきである。

(4) 作爲、不作為が犯罪を構成するか否かの問題は、法廷において決定されるべきであるから、被告人はまず裁判にかけるべきである。

イギリスの修正案（当初の案）に対しては、ノルウェーがその修正案を提案して、イギリス案によれば刑の最低限が変化した場合がふくまれず不徹底であるとのべた。イタリアは、イギリス修正案は原案にまさるとはいえないものの、「最高」の語は、この規定の適用をあまりにも限定的にするおそれがあるので、「最高刑」の語を削除してどうかと示唆した。フランスも、イギリス案中の「最高」の語に対して反対を表明した。

日本は、前述のような修正案を提出し、修正の目的は、判決時において犯罪を構成しない場合についても、刑法の適

及的適用を禁止し、人権保護の徹底をはかることにあると説明した。日本の修正案に引きつづき、ウクライナおよびイギリスより、ほぼ同趣旨の修正案が提出された。イギリスは改訂した修正案を提出したので、当初の修正案は撤回した。

フィリピンとウクライナは、その後、修正案を撤回した。また、日本に対しては、その内容がイギリス案（改訂された修正案）と内容的に競合しているのので、修正案を撤回してどうかとする意見が多く、日本はこの意見をいれて修正案を撤回した。

イギリスの修正案（改訂後のもの）に対しては、フランスから、その規定が正確ではないとの批判がなされ、イギリスはこれを考慮した結果、その修正案をふたたび撤回し、あらたに1項第三文中の「犯罪が行われた後に」の、つぎに「判決宣告の前に」と追加する修正案を口頭提案した。

また、ノルウェーは、その修正案に対する投票を要求しないと表明した。

(四) 表決の結果

1項に関するアルゼンチンの修正案は、賛成二三（日本、イタリアをふくむ）、反対四七、棄権一〇で否決された。イギリスの前記口頭修正案は、賛成二八（イギリス、日本、アメリカをふくむ）、反対三四、棄権一八で否決された。1項全体については、賛成五六（日本

をふくむ）、反対〇、棄権二四で採択された。

2項の削除をもとめるアルゼンチン修正案は、賛成一九（日本、イタリアをふくむ）、反対五一、棄権一〇で否決された。原案2項は、賛成五三、反対四（日本、アルゼンチンをふくむ）、棄権二二で採択され、存置と決定された。

本条全体については、賛成五六、反対〇、棄権二三（イギリス、イタリア、日本をふくむ）で採択された。

結局、本条は原案とおり採択されたわけである。

三 条文の解釈

1 罪刑法定主義（1項）

(一) 各条文の意義
本項は、近代刑法の大原則である罪刑法定主義の柱の一つである刑法の効力不遡及の原則を規定したものであって、日本国憲法三九条の「何人も、実行の時に適法であった行為……については、刑事上の責任を問われない」という規定と趣旨を同じくするものである。

第一文は、人を処罰するためには、実行行為の前に、あらかじめ刑罰を規定した法律の存在することを必要とし、刑法はその実施の時に以後の行為に適用し、実施される前の行為に対して適用することは許されないことを定めている。

に、法律の改正案によって、その犯罪につき定められていた刑罰が重くなった場合に、その重い刑罰を遡って適用することも許されない旨を定めている。

右の場合とは逆に、第三文は、犯罪がおこなわれたのに、法律の改正により、その犯罪について定められた刑が軽くなったときは、軽い刑罰が適用されることとしている。いいかえれば、実行行為後に、その罪につき、行為の時に定められていた刑より軽い刑が定められたときは、軽い刑が遡って適用される。これは刑法の効力不遡及の例外である。これは「軽い刑法の遡及」といわれるもので、行為者の利益を保護する精神からであるといわれている（木村亀二『刑法総論』一〇八頁）。

刑罰を規定した法規が廃止または効力を失った場合について、第三文は言及していない。しかし、行為者の利益を保護するというこの規定の精神よりして、刑の廃止または失効は、刑の変更の極限の場合として、行為時に遡って適用されると考えるべきである（木村前掲書一一二頁）。もっとも、刑の変更と刑の廃止を区別する考えもあるが、わが国では、刑事訴訟法三七条二号によって、「犯罪後の法令により刑が廃止されたとき」は免許の言渡しをすべきこととなっているので、立法的に解決されている。

(二) 限時法について

問題となるのは、いわゆる「限時法」の場合である。限時法とは、あらかじめ有効期間を定めた法律をさす。が、限時法の有効期間内になされた行為を、有効期間経過後に罰することが許されるか否か見解が分かれている。

第一の説は、有効期間経過後は、法の「失効」であって「廃止」ではないから、有効期間経過後においても、有効期間中の行為を処罰することができるとするものである。第二説は、限時法の失効の場合について、それが事実関係の変化による場合は、失効後も有効期間中の行為を処罰することができるが、失効が立法者の法的見解の変化による場合には、失効後に有効期間中の行為を処罰することはできないとするもので、「動機説」とよばれている。第三説は、有効期間経過後は期間中の行為を処罰しえないが、その法律に、期間経過後も罰する旨の規定、いわゆる遡及効に関する規定がある場合にかぎり、失効後においても、有効期間中の行為を処罰することができるとするものである。

いずれの説が妥当であるかは、本条の文言からはでてこないが、わが国の通説は第二説をとっているようであるが、第三説を主張する有力説もある（木村前掲書一一五頁、団藤『刑法綱要総論』五一頁）。

1項第一文にある「国際法により」under international law の文言の意味については、審議の過程においても、かなり詳しく明確にされたとはいえない。国際慣習法または条約によって、国際法的に犯罪とされている行為は相当存在する。たとえば、海賊行為（一九五八年「公海に関する条約」一五条）、奴隷取引（一九五六年「奴隷、奴隷取引ならびに奴隷制度に類似する制度および慣行の廃止に関する補足条約」）、集団殺害（「ノサイド条約二条」）、航空機不法奪取（一九七一年「民間航空の安全に対する法行為の防止に関する条約」）モントリオール条約）などがある（広部和也「犯罪の国際化とその対応」ジュリスト一八号五八頁参照）。

しかし、右各犯罪に対する刑罰は、条約にないなら定めはなく、各締約国内法にゆだねられている。そうする「国際法によって犯罪を構成することにより、有罪とされて処罰される」ことがありうるのだから、もっとも、エノサイド条約六条は、集団殺害について国際刑事裁判所の管轄権を予定しているが、現実にはこの裁判所はいまだ設けられていないし、この裁判所が設置されたとしても、条約には刑罰の定めがあるので、裁判所はどのような刑を課すべからうこととなる。

第三委員会において、アルゼンチン代

表が主張したように、国際法上の違法行為を犯した者は、国際法によって処罰されるのではなく、国内法によって刑罰を課せられるのである。そうすると、国際法的に犯罪とされている行為に対する刑罰は、条約に基づく義務として各締約国が立法手続によって定めるものである。

このように考えてくると、1項中の「国際法により」の文言の意味を明らかにすることは相当困難であるといわざるをえない。

2 罪刑法定主義の例外（2項）

(一) 本項の設置された根拠

2項は、1項の規定がよって立つところの罪刑法定主義に対する例外を規定したもので、「国際社会の認める法の一般原則により実行の時に犯罪とされていた行為に対しては、たとえ明確な規定がなくとも処罰することができ」とするものである。罪刑法定主義は、実行行為の時に、犯罪と刑罰があらかじめ明確に定められていなければ、その行為を犯罪として処罰することは許されないとするものである。ところが、本項がいうところの「国際社会の認める法の一般原則による犯罪とされる行為」という文言は、あいまいであり、かつその行為に対してどのような刑罰を課するのかもまったく不明である。罪刑法定主義の例外というにはあまりにも大きな「例外」である。

このような規定が設けられたのは、審議の経過のなかにあらわれているように、直接には、第二次世界大戦後におこなわれたニュールンベルグ国際軍事裁判、極東国際軍事裁判に対する、事後法を適用したもので法的根拠を欠くとの批判に対処するためのものであったと考えられる。そのことは、討議の過程で、本項の存置を強く主張したのは、ナチスや日本軍国主義の侵略により大きな被害を受けたポーランド、ユーゴスラビア、ソ連、フィリピンなどの国ぐにの代表であったことからうかがい知ることができ

さらに、本項の存置を主張した考え方の底には、「戦争犯罪人および人道に対する罪を犯した者に対しては、罪刑法定主義や遡及処罰禁止の原則を厳格に適用しないでもよい」としたニュールンベルグ国際軍事裁判、極東国際軍事裁判の判決に採用された思想があるということができる（宮崎賢樹「戦争と人権」七四頁・八八頁以下参照）。

(二) 本項にいう「犯罪」の内容

本項が設けられた根拠が前述のようなものであるとすると、「国際社会が認める法の一般原則により犯罪とされる行為」の具体的内容は、第二次大戦後の二つの国際軍事裁判を離れて決めることはできないこととなる。

右にあげた二つの国際軍事裁判の法廷

また、いまだ核兵器禁止条約はできていないが、核兵器の使用による人類の大量殺戮も当然人道に対する罪となると考えてよいであろう。

四 他の条文・国際条約との関係

本条は、B規約四条の定める公の緊急事態を公式に宣言した場合においても、違反することは許されない規定である。

2 ヨーロッパ人権条約および米州人権条約との比較

ヨーロッパ人権条約七条には、本条1項・2項と同趣旨の規定があるが、本条1項第三文のような軽い刑罰の適用を認めた規定は存しない。

米州人権条約九条には、本条1項と同趣旨の規定があるが、本条2項に相当する規定はない。

3 関連する条約

1 項の「国際法」と2 項の「国際社会の認める法の一般原則」により「犯罪とされる」行為については、以下あげる諸条約が関連する（日本が批准または加入しているものは○、そうでないものには×をつける）。

× 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジュネーブ条約）

× 極東国際軍事裁判所条例

○ 不戦条約（戦争ノ放棄ニ関スル条約）（一九二八年）

○ 毒ガスの禁止に関するハーグ宣言（一九二八年）

八九九年）

○ 毒ガスの禁止に関する議定書（一九二五年）

○ 捕虜の待遇に関する一九四九年八月二日のジュネーブ条約（第三条約）

○ 戦時における文民の保護に関する一九四九年八月二日のジュネーブ条約（第四条約）

その他、陸戦、海戦に関する諸条約等

○ 航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約（東京条約、一九六三年）

○ 航空機の不法な奪取の防止に関する条約（ハーグ条約一九七〇年）

○ 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（モントリオール条約、一九七一年）

五 日本国憲法・国内法との関係

1 罪刑法定主義（1 項）

憲法三一条は罪刑法定主義を定めており、適及処罰の禁止については、憲法三九条の定めがある。問題はない。第三文に関連しては刑法六条が、「犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ変更アリタルキハ其輕キモノヲ適用ス」と定めているので、抵触することはない。さらに、刑事訴訟法三三七条二号により、犯罪後の法令により刑が廃止された場合には免訴を言い渡すべきものとしているので、第三文を、刑が廃止された場合をもふくむと解して

も問題はない。

なお、「国際法により」犯罪を構成する行為であっても、その行為について日本の国内法が、それを犯罪とし、刑罰を課する旨規定しなければ、日本国内において、その行為について処罰することとは、日本国憲法三一条・三九条によつて許されない。日本では、条約を批准するとともに、その条約に関連する国内法を制定し、条約が犯罪とする行為を処罰している。

たとえば、ハイジャック防止に関連する、東京条約、ハーグ条約、モントリオール条約に関連して、つぎの三つの法律が制定された。

○ 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四五年、一九七〇年）

○ 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四九年、一九七四年）

なお、右二法は、昭和五二年に一部改正された。

○ 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五三年、一九七八年）

2 2 項関係

2 項は、国際的に犯罪とされている行為を、国際的機関が裁判し、処罰することを前提としていると思われるので、日本国が、そのような国際機関の管轄権を受託しないかぎり、憲法・国内法との直接の関連は生じないと考えてよいであろう。

〔法律の前に人として認められる権利〕
第一六条
すべての者は、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有する。

一 本条の趣旨

本条は、世界人権宣言六条の規定に対応するものである。審議経過にあるように、本条は一般的に法の主体としての人を意識し、そのような法的地位をすべての人に、すべての場所において認める趣旨である。

いわゆる万人に権利能力が付与されていることを確認する規定であり、その意味で本条の趣旨を近代市民社会に存する原理的なものに限定する考え方があり、そのような考え方はそれとして、本条を人権の源流の一形態ととらえたものとしてその意義を認めることができよう。

しかし、本条項は、右のような当然の事理についての規定とみられるものばかりでなく、それが、とくに世界人権宣言で定められ、従来の人権に関する宣言や、諸国の憲法などにみられない文言であることからして、この規定のもつ意味は、世界的な、また、より歴史的なものとして積極的にとらえるべきものと思う。

古く、マグナ・カルタ、権利請願、権利章典以来の、絶対王制に対し、裁判ある

いは、国法によらないで、逮捕監禁、刑罰を受けることのない、当時の自由人の権利。アメリカ独立宣言や、フランス人権宣言にみられる、近代自由主義社会における、財産権不可侵を理想とする市民の権利。一九世紀後半以降の社会経済の発展のもとに、福祉行政をもとめ、また、社会主義的体制のなかでの、国民あるいは人民の有する社会権の権利、など、すべてをふくみ、なお、そのうえに国際化する現代世界のなかで飢餓からの自由や、恒久平和をもとめる世界人としての人權の確立など。本条はひろく現代社会におけるすべての者の人権享有の指針として解す必要があるだろう。

本条が、とくに「すべての場所において」という句を挿入していることは、人権が主権国家の管轄権のおよぶ範囲のみにとどまらず、あまねく、国際的に保障されるべきことを意味するし、また、人権規約をふくめてあらゆる法の前で、人は人としてなにもとめていないかが探求されるべき課題であることを、本条が示唆していることも理解すべきであろう。

二 審議経過

本条の、人権委員会における原案起草作業のなかでは、その母体である世界人権宣言六条とともに本条は、すべての個人に権利能力を認める趣旨であることが確認されている。また、人権委員会においては、はじめ「何人もの法的人格を

奪われない」という案が提案されていたところ「法的な人格を奪う」の意味が不明確であるとの理由により、この文言はとられず、成文となつた案が原案として採用されたのである。

総会第三委員会では、一〇一四回会議で審議された。本条に対する修正案はなにも提出されなかったが、ただ、イギリスから「すべての場所において」の句を削除すべしとの意見がだされた。その理由は、人権規約は、宣言などと異なり、各国に対し法的拘束力を有するので、締約国は規約の実施につき、おのおのの管轄権の範囲内でのみ責任を負うことができ

るものであり、「すべての場所において」となる用語は、不適当であるとし、この問題は二条によりあつかうべきものであるとした。イタリア、ユーゴスラビアなどは、世界人権宣言六条は、本条と同様のものであり、かつ世界の国に支持され採択されているものであつて、ならん問題となるものはないと主張した。

さらに、「法律の前に人として」の意義に関しては、本条は、法の主体としての人をあつかつていたのであり、法の対象目的としての人をあつかつているのではないこと、また、本条は、人の行為能力すなわち、未成年、心神喪失などにより制限されるものをあつかうものでないことに一般的合意がなされた。

表決は賛成七五（日本ふくむ）、反対

う。

六 締約国の留保とその理由

西ドイツは1 項を留保している。その理由は、犯罪のおこなわれたのに、それにつき法律が改正されてより軽い刑に定められた場合でも、ある例外的な事については、法律改正前の刑を適用することがあるということにある。

ほかには、本条を留保している国はない。

〔伊藤和夫〕

○、棄権一で採択された。

三 条文の解釈

本条は、世界人権宣言の条項中に存するため、直接それを用いて、国際人権規約に設けられたものであることは前述のとおりである。審議のなかでは、本条の解釈としては、いわゆる権利能力者として、すべての者が法的処遇を受ける旨を規定したものと解することに意見が一致しているが、なお、権利を行使し、また、契約上の義務負担の行為をおこなう行為能力の問題を、この条項にふくめて解する考え方もある（ロバートソン・Human Rights in the world）。この場合は未成年者や、精神障害者は、「すべての者」の例外となる。

本条の解釈としては、一八世紀後半以降の、とくにアメリカ独立宣言やフランスの人権宣言のもつ主要な原理である、財産権取得能力が、万人に等しく認められることの精神を、主として確認することであるとするのは、右に述べたとおりであるが、しかし、それだけに限定することはかえつてこの条項が、国際人権規約中に特別に存在する意義を失わしめることになる。したがって、本条項にいう「人として認められる権利」は広く理解すべきものと考えられる。

「すべての場所において」とは、自国の管轄権のおよぶ範囲、およびそれ以外の場所すべてをいうのであつて、本國以